

【第5章】 計画の推進に向けた具体的な取り組み

基本目標 1

みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくり

”重層的なセーフティネットを構築し、必要な時に必要な支援が届けられる環境を整える”

丸ごと受け止める相談体制の推進

- ◆ 福祉に関する情報の提供
- ◆ 相談窓口の整備と包括的支援体制の充実
- ◆ 地域で課題を解決できるネットワークの構築
- ◆ 身近な生活圏域を意識した地域福祉圏域の設定
- ◆ 住民に身近な圏域において、多機関の協働による総合相談支援体制の構築と包括的な相談支援体制の整備

※地域福祉ネットワーク会議（奈良市の取組み）の写真



推進目標と取り組み

1-1 福祉情報を必要な人に届ける取り組みの充実

困りごとを抱えたとき、すぐに必要な情報を収集できるしくみを作ります。また、身近な地域の福祉情報を地域住民に届ける取り組みを充実します。

重点取り組み

重点的取り組み

- | | |
|---|---|
| ①生活に関連深い医療、保健、福祉などの情報を網羅して提供します | ①福祉に関する情報がわかりやすく伝わるように工夫します |
| ○地域福祉の視点から、各分野の制度や地域が主体的に取り組む活動についての情報発信を充実します。 | ○ホームページやSNSなどを活用した広報活動を充実します。 |
| ○地域相談支援センターにおいて、障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報を提供します。 | ○各世代が見やすくわかりやすい広報紙「社協だより」の発行を行います。 |
| ○地域包括支援センター（※用語の解説参照）、在宅介護支援センターにおいて、高齢者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報を提供します。 | ②住んでいる地域の福祉情報が伝わるよう広報活動を充実します。 |
| ○子育て支援センター（※用語の解説参照）において、子育て世代の相談に応じ、子育てに関する情報提供の充実を図ります。 | ○「支所だより」を充実させ、身近な地域の福祉情報をお知らせします。 |
| | ○身近な公共施設、病院、スーパー等を活用し、福祉情報が地域住民に届きやすいしくみをつくります。 |

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
広報活動の充実	おおむね小学校区単位で「社協支所だより」を発行している ホームページ閲覧回数が131,360回に達している	おおむね小学校区単位で「社協支所だより」を定期的に発行している ホームページ閲覧回数が200,000回に達している	社協 社協

※「おおむね小学校区単位」とは、平成27年(2015年)4月1日現在の小学校区単位をいう。
(以降すべて同じ)

推進目標と取り組み

1-2 気軽に相談できる体制の整備

気軽に相談できる体制を整えることにより、問題が深刻化する前に対応できるようになります。また、職員が地域に出向くことで問題の早期把握・早期対応につなげます。

- ① 身近な地域で、気軽に立ち寄り相談できる拠点の開設をめざします
 ○ 身近な地域に「福祉なんでも相談窓口」を設置し、常設化をめざします。
 ○ 重層的な課題の解決に向け、基幹型総合相談センターの設置をめざします。

- ② 身近な地域の中の拠点を軸に、受け手、支え手が困った時に気軽に相談できる体制をめざします
 ○ 困りごとの相談や地域で受け止めた相談について、地域の担い手と情報を共有し、解決に向けた取り組みを地域と一緒に考える拠点の設置と包括的な相談支援体制をつくります。

- ③ 地域での見守り体制の充実を進めます
 ○ さまざまな地域活動を通じ、身近な地域を支える担い手の連携を強化することで、地域の見守り体制の充実をめざします。

- ④ 地域に出向き、見ていない課題の掘り起こしに取り組みます
 ○ サロン等へ出向き、生活課題についての情報収集を行います。
 ○ 地域を支えるさまざまな団体と連携し、地域の拠点を軸とした相談支援体制の構築を進めます
 ○ 地域が主体的に取り組む「福祉なんでも相談窓口」の設置・運営を支援します。
 ○ 地域の担い手が、住民の相談を受け止められるよう対応力の強化を支援します
 ○ 地域の担い手向けの研修会や意見交換会を実施します。
 ○ 相談援助に携わる職員配置の充実と資質の向上を図ります
 ○ 職員研修プログラムを導入し、相談対応力の向上を図ります。
 ○ 地域の実情に応じた職員の配置体制を強化し、気軽に相談できる組織づくりを行います。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
「福祉なんでも相談窓口」の設置	社協支所4カ所、地域主体2カ所に設置している	おおむね小学校区単位に1カ所ずつ設置ができる	市・社協
地域における福祉相談員（専門職の相談者）の養成	福祉相談員養成プログラムを研究している	おおむね小学校区単位に1人ずつ養成ができる	市・社協
コミュニティソーシャルワーカーの充実	生活サポートセンターあゆみに配置している	最大20人の配置をめざし、市全体をカバーできる支援体制ができる	市・社協
重層的な課題解決のための総合相談機能の充実	いせライフセーフティネット事業を開始している	基幹型総合相談センターを設置している	市

推進目標と取り組み

1-3 権利擁護体制の充実

誰もが「自分らしく」地域で暮らせるように、虐待等の権利侵害の防止に努めるとともに、困難を抱える人の地域生活を守る体制を充実させます。

取り組みの柱

- ① 成年後見を含む権利擁護の体制を整備し、周知と利用促進を図ります
- 中核機関を設置し、権利擁護（※用語の解説参照）のための地域連携ネットワークの構築をめざします。
- 知的障がいや精神障がいのある人や、認知症高齢者で親族がない人等に対し、成年後見申立て手続きを支援するなど権利擁護制度の充実を図ります。
- 各種相談を通じ、跡がいのある人やその保護者、高齢者等へ権利擁護、成年後見制度等の情報を提供します。
- 日常生活自立支援事業の対象とならないケースについて、生活困窮者自立支援事業（※用語の解説参照）と連携し対応します。
- 子どもや障がい者や高齢者の虐待防止を推進します。

取り組みの柱

- ① その人らしい地域生活が可能となるよう、成年後見を含めた権利擁護に関する支援を推進します
 - 日常生活自立支援事業、法人後見活動の充実を図ります。
 - 成年後見制度の受け皿を確保していくため、市民後見人を養成します。
 - 身寄りがない人のための身元保証人制度についてあり方を検討します。
-
- ② 権利擁護に係る関係機関との連携を強化します
 - 相談や申請手続きなどを通じ、弁護士、司法書士等との連携を強化します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
日常生活自立支援事業の推進	利用件数が138件となっている	利用件数が152件に到達している	社協
生活支援員（※用語の解説参照）の養成	地域での活動者数が20人となっている	地域での活動者延数が100人となっている	社協
法人後見の促進	受任件数が5件となっている	受任件数が25件となっている	社協
中核機関（成年後見サポートセンター（※用語の解説参照））の設置	設置に向けた準備を進めている	中核機関を設置し運営している	市・社協
市民後見人の養成	実施に向け検討中	養成講習修了者数が30人となっている	社協

推進目標と取り組み

1~4 制度の狭間問題への対応

ひきこもりなど制度の狭間にいる人の声をキャッチできるしくみをつくり、早期に発見し、課題が複雑化する前に早期対応できる体制と、継続的に対応できるよう新たな社会資源の創出に取り組みます。

重点指標

今後の取り組み

- ① 制度の狭間にいる人の早期発見・支援を目的とした連携を図ります
- 関係機関、府内における連携体制を強化し、制度の狭間の問題について情報の収集と共有を図りながら早期に支援できる体制を構築します。
- 身近な地域で、顔の見える関係づくりのための会議を開催します。
- ② ひきこもり、罪を犯した人などの地域生活を支えるしくみを進めます
- 虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応のため、身近な地域の拠点を活かした地域における関係機関等の連携体制を強化します。
- 孤立解消・貧困対策としての地域による子育て環境を構築します。
- 三重県の地域生活定着促進事業と連携し、罪を犯した人などの地域生活を支えます。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
制度の狭間問題についての実態把握調査の実施	民生委員・児童委員、主任児童委員対象にアンケート調査を実施している	民生委員・児童委員、福祉施設従事者、教育関係者等にアンケート調査を実施している	社協
生活困窮者自立支援事業の充実	個別支援プランの作成件数が45件となっている	個別支援プランの作成件数が100件となっている	社協
生活困窮者支援のためのフードドライブ（新規の解説参加）の充実	協力団体5団体となっている	協力団体10団体となっている	社協

推進目標と取り組み

1-5 地域福祉ネットワークの構築

「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていくための圏域を設定し、身近な圏域で住民が主体的に問題を解決できるよう地域福祉のネットワークづくりを進めています。

重点指標

① 複合的な課題を抱える人・世帯への支援体制を充実します

- 多職種、多機関による連携体制と関係部署が連携し支援するしくみの確立をめざします。
- 市と社会福祉協議会において、連携会議を定期的に開催します。
- DVで緊急避難した世帯、一人親家庭、子育てと仕事の両立が難しい家庭の自立支援のため、関係機関との連携を強化します。
- 見守り支援の充実に向け、子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)との連携を図ります。

② 我が事・丸ごとの地域づくりを進めるための圏域を設定します

- 身近な生活圏域で住民どうしが地域の課題を把握・共有し、地域全体で課題の解決に向け取り組める範囲を意識した「地域福祉圏域」の設定をめざします。

③ 身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します

- 地域相談支援センターや地域包括支援センターにおける相談の充実を図ります。
- 在宅医療・介護の専門職の連携を推進します。

重点指標

① 身近な地域の中のネットワークや他機関との連携を強化します

- おおむね小学校区域において、懇談会を通じ「顔の見える関係」づくりを行います。
- 日常生活圏域において専門職による「地域福祉ネットワーク会議」を定期的に開催し、身近な地域の中の課題を共有します。
- 市と社会福祉協議会が地域福祉に関する総合的な連絡調整会議を開催し、課題解決の方策を検討・協議します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
身近な圏域ごとにネットワーク化を図るための会議を開催	おおむね小学校区域で「顔の見える関係」づくりの会議の立ち上げを支援している。地域包括支援センターのエリアでネットワーク会議を年2回開催している	おおむね小学校区域単位で「顔の見える関係」づくりの会議を実施している。 ネットワーク会議を定期的に開催している	市・社協
総合調整会議の開催	目的や役割について検討している	実約された地域課題を解決するための検討や事業化を行っている	市・社協
地域福祉圏域の設定	福祉の分野ごとに個々の圏域を設定している	各分野との連携を重視した地域福祉圏域のための見直しを行っている	市・社協

推進目標と取り組み

1-6 地域活動活性化のための財源の確保

地域活動をより活性化させていくために、既存の財源の有効活用や新たな財源確保のための取り組みなどを行っていきます。

地域福祉推進

地域貢献活動

- | | |
|---|---|
| <p>① 地域福祉推進のための財源確保のしくみ
を検討します</p> <p>○ クラウドファンディング（寄付型）（※用語の解説参照）、ふるさと納税、企業の社会貢献の活用を検討します。</p> | <p>① 寄付や共同募金等の活用を推進します</p> <p>○ 共同募金のテーマ型募金や募金百貨店などの取り組みを強化します。</p> <p>○ 指定寄付等、企業の地域貢献活動を推進します。</p> |
|---|---|

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
赤い羽根共同募金におけるテーマ型募金の推進	実施に向け準備中	地域課題に合ったテーマ型募金を実施している	社協
赤い羽根募金百貨店プロジェクト（※用語の解説参照） 協力企業の発掘	協力企業が9社となっている	協力企業が30社となっている	社協

基本目標 2

みんなが参加できる共生の場づくり

“すべての人が地域の構成員として社会に参加できるよう、地域全体で居場所、支え合う体制をつくる”

実現策

気軽に集える場づくりの推進

- ◆ 誰もが集える居場所や機会の提供
- ◆ さまざまな分野で活躍している人、団体等との交流、連携
- ◆ 困ったときに助け合える支え合いの体制づくり
- ◆ 地域を支える担い手とその活動の支援
- ◆ 地域の困りごとを解決するための支援

宅老所やサロンの光景



推進目標と取り組み

2-1 誰もが集える居場所の充実

市民自らが生きがいをもって参加できる活動の場づくりを推進し、福祉活動が活性化できるよう取り組みます。

現状

- ① さまざまな分野、世代を超えた交流ができる「共生の場」の確保を進めます
- 気軽に集える住民主体のサロン、フリースペースの定着、充実が図れるよう支援します。
- 分野を超えて利用できる「共生型サービス事業所（中間形の福祉会館）」の整備について検討します。
- 地域寺子屋やこども食堂の開設・運営支援のあり方を検討します。
- ひきこもりの人の社会参画に向けた居場所づくり、就労に向けた支援を進めます。

計画的取り組み

- ① 身近な地域の中の集いの場を充実し、交流の場としての受け皿づくりを推進します
- 住民主体のサロン等の活動場所の確保に向け、相談・支援を実施します。
- 住民主体のこども食堂やカフェ等の立ち上げ、運営を支援します。
- ② 世代、障がいの有無に関わらず、みんなが交流できる機会を増やしていきます
- フリースペース等多世代が交流できる住民主体のさまざまな活動を支援します。
- 住民主体の三世代交流等の住民活動を支援します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
共生型サロン等の設置	市全体で6カ所設置している	おおむね小学校区単位に1カ所ずつ設置できている	社協
家族会などの世代を超えた当事者が集う場の支援	市全体で1カ所設置している	市全体で3カ所設置できている	社協
フリースペース等の充実	市全体で1カ所設置している	市全体で4カ所設置できている	社協

推進目標と取り組み

2-2 身近な地域における「福祉でまちづくり」体制の推進

支援を必要とする人が自ら「SOS」を発信できる雰囲気や、周囲が支援できる関係づくりを構築するため、地域活動の場や学習の機会を提供するとともに、福祉専門職の活動の充実を図ります。

取り組み

- ① 身近な地域でのふれあいや交流活動の活性化をめざします
- 地域が主体となって取り組む地域内交流事業を支援します。
- ② 自治会・区、まちづくり協議会の活動を支援します
- 関係機関や社会福祉協議会と協力して、地域福祉の視点から地域のさまざまな活動を支援します。
- ③ すべての人が社会の一員として、さまざまな活動に参画できる環境づくりをめざします
- 就労経験や実習機会の少ない障がいのある人の企業の受け入れの促進や就労体験を通じ、一般就労に向けたチャレンジのきっかけをつくり、障がいのある人とともに働くことへのイメージづくりと障がいへの理解を深めます。

目標の実現手順

- ① まちづくり協議会や地区社会福祉協議会などと連携し、地域と伴走する福祉のコーディネーターを配置します
- コミュニティソーシャルワーカーを増員し、気軽に相談できる体制作りをめざします。
- ② 地域カルテを作成・活用し、地域の実態に則したまちづくりを推進します
- アウトリーチ活動を活発化し、地域へ出向き、地域の実態を共有します。
- モデル地区を選定し、福祉のまちづくりを推進します。
- ③ まちづくり協議会、地区社会福祉協議会など地域の担い手と連携し、地域ごとに抱えている困りごと等が解決できる方法と一緒に考えます
- 住民主体の生活支援や移動支援のあり方を地域と一緒に検討します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
コミュニティソーシャルワーカーの充実	生活サポートセンターあゆみに配置している	最大20人の配置をめざし、市全体をカバーできる支援体制ができている	社協
地域カルテ（※用語の解説参照）を活用した、福祉的な観点からのまちづくり	地域カルテの作成を検討している	おおむね小学校区単位で作成し、活用できている	社協
新たな社会資源の開発	まちづくり協議会と連携し準備している	おおむね小学校区単位で新たな社会資源が創出できている	社協

推進目標と取り組み

2-3 地域で活躍できる人や資源とのつながりづくり

新しい人や団体のつながりにより、地域における課題を解決し、新しい活動を生み出す取り組みを推進します。

重点指標

主な取り組み

- ① 福祉以外の分野で活動する人・団体との連携を深めます
 - 地域が主体的に取り組む小地域活動を支援します。
 - 地域で活躍するボランティアの育成などにより、社会資源の確保に努めます。

- ② さまざまな人が活躍・活動できる場、情報の提供を進めます
 - 保育所における地域活動を通じ、地域住民が子育て支援活動に主体的に関われる機会づくりを進めます。
 - 子育てボランティアの養成に取り組み、地域の中で子育てにおける相互援助の関係づくりを進めます。

- ③ 障がいのある人の社会参画を支援するための人材を育成します
 - 障がい者サポーター制度や手話奉仕員制度の推進などにより、地域で活動できる人材を養成・確保します。

- ① さまざまな分野で活躍している人や団体等と連携し、地域の中のつながりを広げます
 - 教育、農業、漁業、観光・商工等の福祉以外の分野の団体等との連携を図ります。

- ② 地域の企業や団体等との連携を推進するとともに、地域活動とのマッチングを図ります
 - 企業や団体等と地域住民との交流の機会・場を創出します。
 - ボランティアセンターが実施する生活支援サポーター養成講座修了者と、地域活動のマッチングにより、活動の場を提供します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
民間事業所、ボランティア等と地域住民との交流の機会の確保	市全体で実施している	おおむね小学校区単位で実施している	社協
無料職業紹介所への登録推進	登録企業数が4社となっている	登録企業数が30社となっている	社協

推進目標と取り組み

2-4 いざという時に支え合える体制づくり

普段から地域住民のつながりを強化し、平常時から緊急時まで、どんなときでも「安全・安心の支え合い」が発揮できる体制づくりをめざします。

重点指標

重点の取り組み

- | | |
|--|---|
| <p>① 災害時に地域の支え合いにより安心して避難できる支援体制づくりをめざします</p> <p>○ 災害時に要援護者の円滑な避難が図れるよう、個別避難支援計画の作成を支援します。</p> | <p>① 地域活動を通じて、身近な地域で支え合える関係づくりをめざします</p> <p>○ 災害時だけでなく、日常からの地域の中の「顔の見える関係」づくりのため、交流事業の活性化、支援を推進します。</p> <p>○ 日常から困った時に地域で助け合えるボランティアを養成します。</p> |
| <p>② 地域生活支援拠点の整備をめざします</p> <p>○ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めます。</p> | |

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
地域で助け合える災害ボランティアの養成	新たな災害ボランティアの養成講座を検討している	市全体で100人養成できている	社協
地域の支え合いによる災害時要援護者支援体制の構築	災害時要援護者台帳の整備、個別避難支援計画の作成支援を行っている	地域で要援護者を支援する体制が整備されている	市
緊急時に障がい児・者を受け入れできる体制の構築		新たにショートステイを4床増設している また、地域生活支援拠点(※用語の解説参照)が整備されている	市

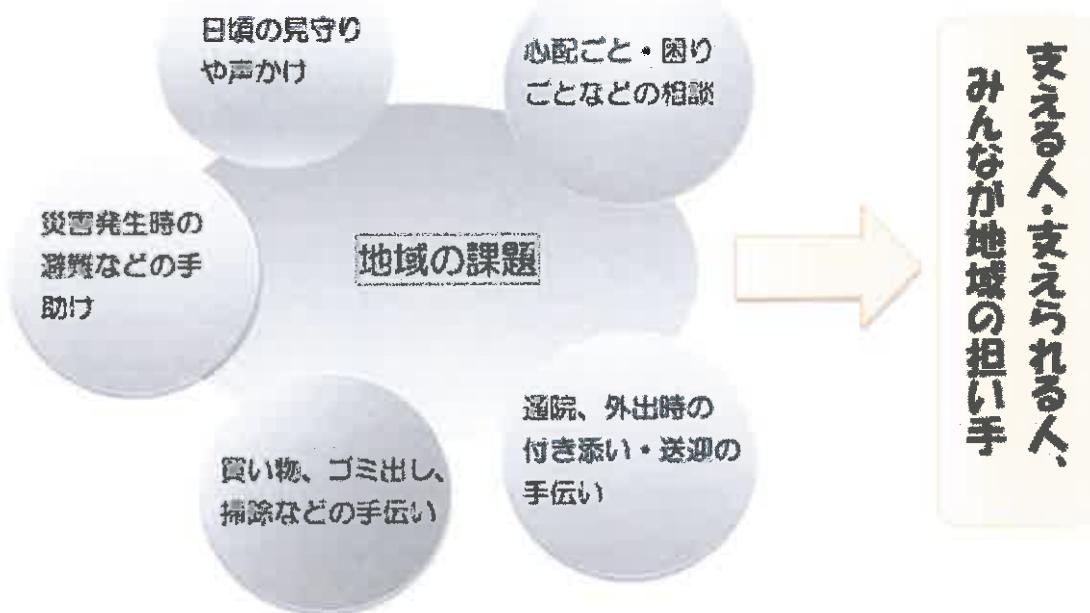
基本目標 6**地域でつながるひとづくり**

“支える側、支えられる側を固定することなく、積極的に地域づくりに関われる人、つながる機能を確保する”

目標**支え合い助け合うひとづくりの推進**

- ◆ 若者をはじめ多世代への福祉教育の推進
- ◆ 地域福祉に対する関心・理解を高める研修の実施
- ◆ 自主的な地域活動を行っている人、団体の支援と地域を支える人材発掘・養成
- ◆ 幅広い分野の担い手との連携、協働
- ◆ 地域課題解決の担い手と支援が必要な人のマッチング機能の充実

【イメージ】



推進目標と取り組み

3-1 地域福祉の意識の啓発

それぞれの地域やライフステージに沿った福祉教育を展開するとともに、子どもから大人まで幅広い世代が地域活動に関わることにより、福祉意識の醸成を図ります。

推進目標

主な取り組み

- ① 地域の中の支え合い・助け合い・関わりあう意識づくりを高めます
 - 社会福祉協議会と協力して、世代を超えた福祉教育を推進します。
 - 障がい者サポーター制度の普及啓発により差別意識の解消を図ります。
- ② 地域福祉に対する関心・理解を高める研修を充実します
 - 生活支援サポーター養成講座の実施及び修了者のスキルアップ研修を通じ、地域福祉に対する関心・理解を高めます。
- ③ 地域福祉に対する関心・理解を高める研修を実施します
 - 生活支援サポーター養成講座の実施及び修了者のスキルアップ研修を実施します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
地域ぐるみの福祉講座プログラムの開発	市全体で3プログラムを実施している	おおむね小学校区単位で福祉講座プログラムに取り組んでいる	社協
福祉学習プログラムの立案と開発	福祉学習を1プログラム実施している	世代別に選択できる5プログラムの福祉学習が立案できている	社協

推進目標と取り組み

3-2 自主的な地域活動に参加できる取り組みの推進

地域の中の困りごとを住民どうしが協力して解決を試みることができるよう、住民自らが担い手となることを支援し、活動できる人と支援（応援）の必要な人をつなげます。

重点指標

- ① さまざまな担い手の活動に関する情報を提供します
- 生活支援サポーターや認知症サポーターをはじめ、地域で活動できるボランティアが活躍できる機会を通して、実際の活動につながる情報提供を行います。

- ② さまざまな担い手の育成・養成のための取り組みを進めます
- 地域で活躍できるボランティアの確保のため、さまざまな人材養成講座の開催を積極的に進めます。
- 認知症高齢者等SOSネットワークなど、関係機関、市民の協力による早期発見、早期対応体制の確立と多様なサービスの導入をめざし、認知症の人も住みやすいまちづくりを推進します。

重点的取り組み

- ① 研修会や養成講座等の充実を図り、さまざまな分野で活動できる人の発掘と養成を進めます
- 地域におけるボランティア、サポート一員を積極的に進めます。

- ② 活動できる人と支援の必要な人がマッチングできるボランティアセンター機能の充実を図ります
- ボランティアコーディネート機能を強化し、多様な地域活動の担い手として活動につなげます。

- ③ 地域貢献を目的とした団体や企業のボランティアセンター登録を推進し、連携を図ります
- 商店や企業も担い手として活動している事例を『見える化』し、情報発信します。
- 民間企業の社員研修の中に、高齢者や障がい者の理解を深めるプログラムを提案します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
地域を支えるサポーターの養成	養成プログラムを研究している	おおむね小学校区単位で養成できている	社協
地域へのボランティアコーディネーターの配置	実施に向け検討している	おおむね小学校区単位で配置できている	社協

推進目標と取り組み

3-3 地域福祉を協働で進める取り組みの推進

地域貢献企業やNPO、団体など、幅広い分野の担い手と連携・協働し、地域に住む若者から高齢者までの多様な世代・主体へ地域のさまざまな活動への参画を働きかけます。

若者の取り組み

- ① 若者や元気な高齢者の地域活動への理解を深め、参加を促進します
- 地域が主体的に取り組む移動支援、生活支援、集いの場などの活動を支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における地域主体の取り組みを支援します。

- ② 地元の企業、事業者等の地域貢献活動への理解と協力を促します
- さまざまな地域活動について情報を発信し、社員の地域活動への参加について理解を深めます。

住民の取り組み

- ① 企業・団体に地域活動への参画・協力を呼びかけながら連携を図ります
- 無料職業紹介所やボランティアへの登録を推進します。
- 就労体験や就労訓練の場の充実を図ります。
- ② ネットワークづくりを通じ、地域の社会福祉法人との連携を強化します
- 地域公益活動などを通じ、社会福祉法人の身近な地域の中のネットワークを構築します。
- ③ 教育委員会、学校等と連携し、若者の地域活動への参加促進を図ります
- 若者が参加できるさまざまな活動を紹介します。
- 若者とともに、新たな地域福祉の取り組みを検討・試行します。

重点指標

取り組み	現状	5年後	担当
ボランティアセンター企業登録、無料職業紹介所の登録推進	ボランティアセンター登録企業数が13社、無料職業紹介所登録企業数が4社となっている	ボランティアセンター登録企業数が25社、無料職業紹介所登録企業数が30社となっている	社協
社会福祉法人のネットワーク化	実施に向け検討している	ネットワークでつながった法人により地域福祉活動が推進されている	社協
若者の地域福祉活動への企画・立案・取り組みの実施	実施件数が3件となっている	実施件数が13件となっている	社協

◎伊勢市地域福祉計画推進委員会

団体名	委員氏名	備考
皇學館大学現代日本社会学部	鵜沼 憲晴	委員長
伊勢市身体障害者団体連合会	廣 政男	副委員長
伊勢市民生委員児童委員協議会連合会	小林 初美	
伊勢私立保育連盟	中西 薫	
伊勢市ボランティア連絡協議会	泰道 詩子	
伊勢市介護サービス事業者連絡会	中村 功子	
伊勢市総連合自治会	杉山 謙三	
伊勢市老人クラブ連合会	前島 賢	
社会福祉法人三重済美学院	鈴木 弘之	
NPO法人三重みなみ子どもネットワーク	秋山 則子	
伊勢市相談支援ネットワーク会議	加藤 好美栄	
伊勢市生活サポートセンターあゆみ	嶋垣 智之	
地域包括支援センター	野間 通代	
伊勢市小中学校長会	勢力 よしみ	
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	曾根 章江	
伊勢市教育委員会	橋 泰平	
伊勢市環境生活部	坂本 進	
伊勢市健康福祉部	江原 博喜	

◎伊勢市地域福祉計画庁内検討部会

健康福祉部	こども課 こども発達支援室 介護保険課 生活支援課 高齢者支援課 障がい福祉課 健康課
環境生活部	市民交流課
教育委員会	学校教育課

◎事務局

伊勢市健康福祉部	福祉総務課
伊勢市社会福祉協議会	地域福祉課

◎会議開催状況

(1) 伊勢市地域福祉計画推進委員会

- 第1回会議 平成30年4月18日（水）
委嘱状の交付及び委員長、副委員長の選出
第3期伊勢市地域福祉計画策定の概要について
- 第2回会議 平成30年8月30日（木）
住民意識調査の結果について（報告）
伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の策定について
- 第3回会議 平成30年10月24日（水）
伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の策定について
- 第4回会議 平成31年1月24日（木）
パブリックコメント結果の報告及び対応について
伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画 市長答申案について
伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要版の作成について

(2) 伊勢市地域福祉計画庁内検討部会

- 第1回会議 平成30年6月5日（火）
※以降、隨時開催

○伊勢市附属機関条例 《抜粋》

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等について、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等（市長（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。）の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。

別表第1（第2条—第6条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	《前略》				
	伊勢市地域福祉計画推進委員会	伊勢市地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画をいう。）に関する事項についての調査審議に關すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は保健医療の関係者 (3) 公共的団体等の代表者 (4) 市職員 (5) その他市長が必要と認める者	2年
	《後略》				

○伊勢市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附屬機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることはできる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。